

## 安置施設を始める前の心配事Q&A

### Q1: 始めるにはいくらかかるの？

A1: 必要な費用は、施設の規模や立地、設備によって大きく異なります。初期費用として、

- **物件取得費:** 賃貸の場合、家賃と敷金礼金で100万円～、購入の場合は1,000万円～
- **内装工事費:** 500万円～
- **設備費 (安置台、冷蔵庫など):** 200万円～
- **備品費:** 50万円～
- **開業手続き費用:** 50万円～

など、しっかり作り込めば、合計で**1,800万円～**は必要となります。

ただ、

- ①手持ちの倉庫に安置台+αではじめるなら**50万円～**
- ②さらに倉庫に自作冷蔵庫を造るなら**100万円～**始められます。

一般的なランニングコストとしては、

- **人件費:** 従業員1人あたり月25万円～
- **光熱費:** 月5万円～
- **消耗品費:** 月3万円～
- **広告宣伝費:** 月2万円～

など、通常なら合計で**月35万円～**は見ておく必要があります。

しかし、新たに人を雇わなくても電動リフターと安置台を利用した**ワンオペ安置室の環境**を整え、今いる事務の方などに活躍していただければ**人件費はほぼ0円～**でOKです。

逆に本来、支出となっていたであろうランニングコストも**安置施設の設備費用に回せる**と考えれば、**数か月で回収**出来てしまいます。

### Q2: 安置施設をもつメリットはあるの？

A2: ご遺体安置施設の需要は、地域の高齢化や葬儀の多様化に伴い**増加傾向**にあります。今まで、預かることが出来ずに逃していた**お客様を取り戻すチャンス**となります。

葬儀の紹介会社様をご利用されているなら、安置室を持っているというだけで、御社の**選定基準が上がる**ケースがあると言われてます。インターネットやSNSで葬儀社を比べて選ぶ方が増えてきた今、「**安置施設**」は**件数UPにつながる**と考えられます。

近年増加している火葬式や直葬の受注においても、安置費用等の**外注費用が押さえられます**。さらに**安置費用はお預かり費用を頂くようにプランにしていれば、支出から収益へ**と変えることも可能です。火葬待ち日数が増えている地域では違いがあらわれてくると考えられます。

面会対応、ドライアイス交換、ご遺体保全、処置メイクと社外施設に現場スタッフが赴いていた**人件費が節約**できます。事務所勤務スタッフが現場スタッフの代わりにサービス提供出来れば、双方の**働き方改革へと貢献**できます。

### Q3: どのくらいの仕事量が見込めれば始めて良いの？

A3: 見込みが読めない場合は、最初から大きな設備を構える必要はありません。まずは**小規模で始め**、利用状況を見ながら徐々に規模を拡大していくことも可能です。例えば、**空いている倉庫や部屋を改装**して1~2体のご遺体を安置できる施設から始めることもできます。

いまは、初期投資が少なく始められる便利な機器がありますので、安心して始められます。倉庫改装型の安置施設に関心のある方には、弊社安置施設で10数年運用している事例をご紹介します！

#### Q4: ご遺体の搬送はどうすれば良いですか？

A4: ご遺体の搬送は、自社で行うか、外部の搬送業者に委託するか、併用するかを選択となります。自社で行う場合は、貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通大臣から**一般貨物自動車運送事業の許可**を受けた事業者に限られていますので、許可取得までの時間と費用、専用の車両や人員が必要となりますので、特に**運行管理やシフト管理に気を遣う事**となります。まずは、昼間は自社で、夜間を外部に委託するなど徐々に内製化するのでもいいでしょう。外部委託する場合は、信頼できる業者を選び、事前に料金や搬送範囲などを確認しておくことが重要です。

#### Q5: 24時間体制の運営は大変ですか？

A5: 24時間体制の運営は、人材確保やシフト管理など、確かに大変な面もあります。しかし、ご遺族にとつては、**いつでも安心して故人を預けられる**という安心感が重要です。

そこで、安置台(冷蔵庫)と電動棺リフターとの組み合わせがあれば、**夜間に現場担当者一人でもご遺体安置ができる安置施設**が始められますので、追加で人材確保の必要もありませんので、**安心感のみが残ります**。

#### Q6: ご遺体安置施設を始めるにあたって、注意する法令や必要な資格や許可はありますか？

A6: ご遺体安置施設を始めるにあたって、**特別な資格や許可は必要ありません**。消防署への防火設備の設置や、行政地域ごとに法令で定められた手続きが必要です。

また、現状「**墓地、埋葬等に関する法律**」、「**倉庫業法**」については、**規定はなく、適用から除外**されています。事前に行政機関に確認し、必要な手続きを済ませておくことが重要です。

#### Q7: ご近所への配慮はどのようにすれば良いですか？

A7: ご遺体安置施設は、地域住民にとって、死を身近に感じる施設であるため、**理解を得ることが重要**です。法令で定められた手続きを行ったうえで、開業前に、近隣住民に**説明会を開催**したり、チラシを配布したりして、**施設の運営方針や地域貢献について説明**することが大切です。また、騒音や臭いなど、近隣に迷惑をかけないように、十分な配慮が必要です。

#### Q8: ご遺体安置施設の経営は儲かりますか？

A8: ご遺体安置施設の経営は、需要の高まりとともに収益性が見込まれる事業です。しかし、初期費用やランニングコスト、競争など、様々な要因によって収益は変動します。小規模から始め、実績を積み重ねながら、徐々に規模を拡大していくことで、**安定した収益を確保できる**可能性が高まります。

#### Q9: ご遺体安置施設を始めるにあたって、行政からの支援はありますか？

A9: ご遺体安置施設を始めるにあたって、国や地方自治体からの補助金や助成金制度が利用できる場合があります。例えば、**小規模事業者向けの創業支援制度**や、地域活性化のための補助金などが該当します。また、専門家による経営相談やセミナーなども開催されているため、積極的に活用することで、経営の負担を軽減できます。

「はじめて安置施設を持つ」方には、及ばずですが、弊社搬送部門が複数の安置施設を新設した際の経験をもとに「**反対運動や説明会への対応**」の相談もお受けしております。

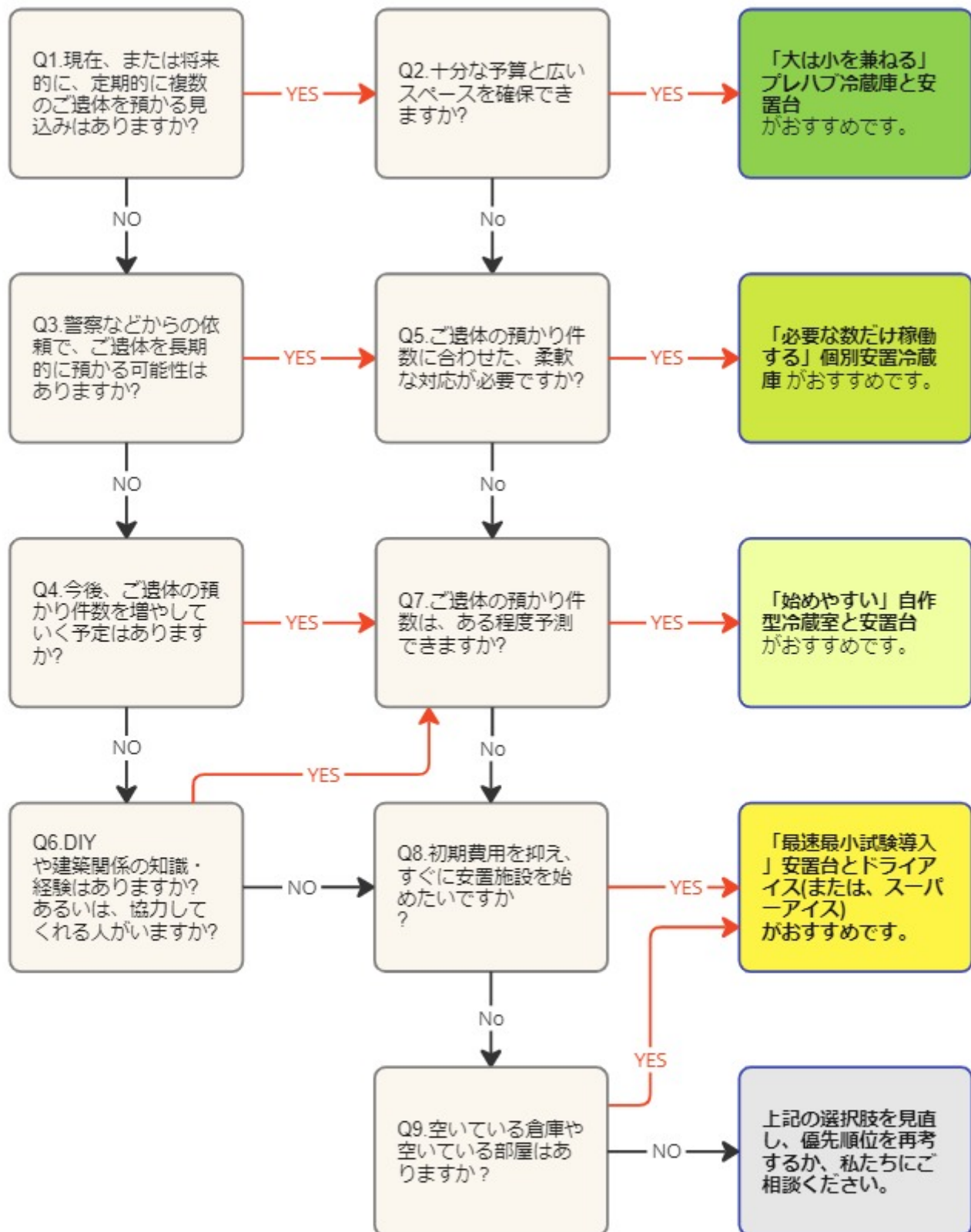
**お問合せ窓口：0800-8888-030（フリーダイヤル）**

**Mail:[info@inpeace.jp](mailto:info@inpeace.jp)**

**株式会社吉澤企画 販売事業部**

# 安置施設適性診断チャート

START



おすすめタイプが決まったら、安置室づくりのご相談を！

お問合せ先 INPEACE安置室ご相談窓口

フリーダイヤル 0800-8888-030

Mail [info@inpeace.jp](mailto:info@inpeace.jp)